

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2017年3月

1. 特許庁が「色彩のみからなる商標」について登録査定となった商標を公表

特許庁は3月1日、2015年4月からスタートした新しいタイプの商標のうち「色彩のみからなる商標」について、初めて登録を認める判断をしたとして、登録査定となった2件の商標を公表した。

新しいタイプの商標の出願に関しては2015年4月1日の受付開始後約1500件を越す出願があり、「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」、「位置商標」については既に登録事例が報告されていたが、「色彩のみからなる商標」については今まで登録を認める判断がされていなかった。

個別の登録査定案件は以下のとおりである。

①商願 2015-029914 (指定商品：消しゴム(16類))

出願人：株式会社トンボ鉛筆



②商願 2015-030037 (指定役務：身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等、飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等(35類))

出願人：株式会社セブン-イレブン・ジャパン



なお2月20日までの新しいタイプの商標の出願・登録件数は以下のとおりである。

	合計	音	動き	位置	ホログラム	色彩
出願件数	1,494	517	123	345	17	492
登録件数	207	110	65	23	9	0

参考：経済産業省ニュースリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170301003/20170301003.html>

## 2. DOTBLOG は暗示的であり記述的ではないと米国連邦控訴裁判所(CAFC)が判断

米国の連邦控訴裁判所(CAFC)は1月4日付判決で審判部の判断を覆して以下の商標DOTBLOGは暗示的であり記述的ではないとの判決をくだしました。

商標：DOTBLOG

指定役務：42類 (Providing specific information as requested by customers via the Internet)

出願人：Driven Innovations, Inc.

CAFCは、dotは単にオンラインに関係することを暗示するにすぎず、またblogは単にサービスがブログに関係することを示すにすぎず、具体的にどのようなサービスとの関連があるのかを示すものではないとしました。審判部は、dotは単に句読点的役割を果たすにすぎず、blogはインターネットのオンラインジャーナルを意味し、使用見本からblogからの情報の提供が示されており、商標全体としても各々の語の意味を超えるものはないとして本件商標は記述的であると判断していました。

なお本件出願に関しては一旦公告され、出願人が使用宣誓書を提出した後にあらたに本件出願を担当した審査官が記述的との拒絶理由通知をだしたものです。

## 3. インドにおける商標規則改正

3月6日付でインド商標局は商標規則改正を交付しました。主たるポイントは以下の通りです。

- ・オフィシャルフィーの値上げがあり、通常の電子出願は4000ルピー（約60USD）から9000ルピー（約135USD）に値上がりし、更新費用は5000ルピー（約75USD）から9000ルピー（約135USD）に値上がりした。
- ・出願時に使用を主張する場合には証拠を添付した使用宣誓書が義務付けられこととなった。
- ・著名商標登録制度が整備された。

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。

以上